

電子契約サービスの導入について

1 導入目的について

福島県デジタル変革（DX）推進基本方針にもとづき、県民の利便性向上や契約事務のペーパーレス化、効率化を図るため、県が締結する契約について、電子契約サービスの導入を行う。

2 導入開始時期について

令和7年10月1日以降に入札公告、指名・見積合せ通知を行う契約案件について警察本部を除く知事部局等において先行して導入する。

警察本部についてはネットワーク利用環境が整い次第、導入を開始する。

3 電子契約サービスの対象とする契約について

以下の契約を除き、県が締結する工事や物品等の契約全般で利用可能。

〔電子契約の対象外となる契約〕

- ・ 契約相手方が電子契約を希望しない場合
- ・ 法令等により書面での契約が定められている契約
- ・ その他、電子契約によることが適当でないと認められる契約

4 その他〔参考〕

（１） 電子契約について

従来の書面（紙）に押印して締結される契約書に代わり、電子契約サービス提供事業者が提供するクラウド上にアップロードされた電子データに、契約当事者が電子署名を行うことで、書面による契約と同様の証拠力が認められる契約方法。

契約相手方はインターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能。利用に係る費用は発生しない。

（２） 電子契約導入のメリットについて

- ・ コスト削減（コピー代、封筒代、郵送代、印紙代が不要）
- ・ 契約手続の迅速化（製本・押印・郵送不要、インターネット環境があれば利用可能）
- ・ 文書管理の効率化（保管場所をとらない、検索・共有が容易、文書紛失、劣化のリスクがない）